

国立大学法人 佐賀大学
学長
兒玉 浩明 様

医療法施行規則 第15条の4 第2号に基づき、医療安全に関する監査を実施しましたので、以下の通りご報告いたします。

佐賀大学 医療安全監査委員会
栗原慎太郎
小池 恭栄
鶴田 憲司

1. 監査の方法

- ① 新型コロナウイルス感染症による移動の制限に基づき、会議は ZOOM にて行った。会議で検討する資料については、事前に委員に送付し、閲覧してから会議へ臨んだ。
- ② 医療安全管理に関する各種議事録および未承認新規医薬品等、高難度新規医療技術に関する会議について、聞き取り、意見交換により監査を実施した。

日時 令和2年11月24日（火）14：00～15：00

場所 ZOOM 会議

委員 栗原慎太郎

鶴田委員

小池委員

2. 監査の内容及び結果

- ① 医療安全管理等の会議に関して

2019年度4月以降で、本監査委員会までに開催された医療安全管理に関する委員会、未承認新規医薬品および高難度新規医療技術に関連する委員会の議事を確認し、適正な運用を確認するとともに、意見交換を行い、医療安全に対して病院全体で取り組んでいることを確認した。

会議で検討した項目の主なものは、同種造血幹細胞移植後輸血の運用、画像診断未読レポートの防止などである。いずれの項目についても、医療従事者以外の委員の理解が得られるように段階的に実施した。

- ② そのほか

ZOOM 会議のため、資料以外の確認は実施していない。

3. 総括

佐賀大学医学部附属病院では、すでに病院全体で医療安全へ取り組んでいることや医療法等に準じた運用が適正に実施されていることは確認しているところではあるが、今回も継続して実施されていることを確認した。

画像診断に関わらず、診療過程で運用されるレポートの未読管理は、厚生労働省からの通知にもあるように、医療機関にとっては優先して実施すべき項目であり、今後もより厳密な管理が求められる可能性が高い。現在貴院においても、未読管理の運用が段階的に進められているところであり、今後も引き続き、対策の実施と有効性の検証を実施

いただき、さらに安全な医療を求めていただきたい。

なお今回の監査の範囲では、指摘事項は認めなかったのでここに報告する。

佐賀大学 医療安全監査委員会